

環保企発第 110317005 号
平成 23 年 3 月 17 日

独立行政法人環境再生保全機構
理事長 殿

環境省総合環境政策局環境保健部長

認定に係る医学的判定の一部改正について

石綿による健康被害救済に係る医学的判定については、その考え方を、平成 18 年 3 月 13 日付け環保企発第 060313003 号をもって示し、平成 20 年 10 月 21 日及び平成 22 年 6 月 10 日に改正をしてきたところである。この中で、肺がんの石綿起因性を確認するための医学的所見に関しては、肺内石綿繊維の量について「2 μm 超の場合は 500 万本以上」としてきたが、これは関係文献（ヘルシンキ国際会議のコンセンサスレポート（1997））に照らすと誤りであり、「1 μm 超の場合は 500 万本以上」とすべきことから、今般、通知を下記のとおり改めることとしたので通知する。

記

平成 22 年 6 月 10 日付け環保企発第 100610001 号別紙の第 4 の 2 の (4) の②のイ中、並びに別添判定様式第 2 号中、第 3 号中、及び第 6 号中の「2 μm 超」を「1 μm 超」に改める。